

地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果について、次のとおり公表する。

令和5年3月1日

開成町監査委員 田中 章
同 下山 千津子

例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の結果を次のとおり報告する。

- 1 検査年月日 令和5年1月26日（木）
- 2 検査執行者 開成町監査委員 田中 章
下山 千津子

3 検査の概要

（1）現金出納検査

令和4年12月末現在の保管現金の在高並びに令和4年12月分の収納金通知書及び支出命令書について検査した結果、一般会計、特別会計及び公営企業会計の収支に計数的な違算はなく適正であった。

（2）出納関係諸表等の検査

令和4年12月末総合出納調書及び予算執行状況に関する調書に基づき関係帳簿を照合した結果、調書と帳簿が合致していると認められた。

4 検査の意見

（1）現金出納検査

特にありません。

（2）出納関係諸表等の検査

良好に行われていた。

（3）歳計現金等の繰替運用の検討

令和4年4月から12月までの間に、一般会計、特別会計及び企業会計との「歳計現金等の繰替運用」は、延べ8回実施されていた。繰替運用に関しては、開成町予算決算会計規則第103条にその規定があり、一般会計及び特別会計において現金に不足が生じ、支払いに支障があるときには、同一年度内に限り各会計間において歳計現金を相互に繰り替えて運用できるとされている。

繰替運用を否定するものではないが、各会計の独立性の確保及び予算統制の視点から、その運用は厳正に行うべきであり、一般会計からの繰出金を、各特別会計及び企業会計の支出計画にあわせて、適切な時期に適切な金額を支出すること等の対応により、繰替運用の適用を回避できると思われる。

繰替運用を極力適用しない方策を検討し、その結果を報告されたい。

【検査対象資料】

- 1 令和4年12月末各種預貯金口座在高
- 2 令和4年12月末総合出納調書
- 3 令和4年度一般会計収支月計表
- 4 令和4年度国民健康保険特別会計収支月計表
- 5 令和4年度介護保険事業特別会計収支月計表
- 6 令和4年度給食事業特別会計収支月計表
- 7 令和4年度後期高齢者医療事業特別会計収支月計表
- 8 令和4年度駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計収支月計表
- 9 予算執行状況に関する調書（水道事業会計）
- 10 予算執行状況に関する調書（下水道事業会計）